

議案第16号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案		
<p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p> <table border="1" data-bbox="194 443 1115 494"> <tr> <td>表 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	表 (略)	<p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</p> <table border="1" data-bbox="1173 443 2116 494"> <tr> <td>表 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4の項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	表 (略)
表 (略)			
表 (略)			